

第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略(案)に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間 令和8年1月9日(金)から令和8年2月9日(月)まで

2 意見提出人数 4人

3 意見件数 8件

4 意見への対応

(1) A 意見を踏まえて、案の修正をするもの	1件
(2) B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	2件
(3) C 今後の事業実施の参考とするもの	5件
(4) D その他(本計画案に対する意見でないものなど)	0件

5 ご意見と回答

別紙「第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略(案)についての
意見と市の考え方」のとおり

第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略(案)についての意見と市の考え方

番号	該当頁	意見	市の考え方	対応の 類型
1	-	<p>雑草植物だけでなく、コケ植物にも着目してほしい。ちなみにコケ植物は空気の浄化作用に長けている。苔は大気中の微粒子や有害物質を吸収し、蓄積する能力を持っています。特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素(NO2) ・二酸化硫黄(SO2) ・微小粒子状物質(PM2.5) ・重金属(鉛、カドミウム、水銀など) <p>などの汚染物質を吸着し、大気を浄化する働きを持っています。都市部では、自動車や工場から排出される有害ガスが問題になっていますが、苔の壁や苔庭を都市環境に取り入れることで、大気汚染の改善に役立つ可能性があります。</p>	<p>生物多様性の観点からも様々な植物に着目する必要があると考えます。いただいたご意見は、今後の事業実施の参考にさせていただきます。</p>	C
2	P24	<p>基本計画(24ページ)では、愛知県内の産業廃棄物最終処分場の埋立面積のおよそ65%が瀬戸市に集中している現状が示されています。こうした偏りがある中で、現在の産廃に関連する市の制度(条例)は、住民と事業者の「紛争予防・調整」を主な目的としており、結果として、市全体としての環境容量(累積的な負荷)や立地の偏り(集中化)を抑える視点が十分ではないように思われます。したがって、環境計画の中に、集中化を抑える考え方と具体的な施策を、より明確に位置づけることを求めます。</p> <p>1) 累積的な影響を判断する方針 産廃処分場施設の設置に関して、個別案件としての評価・判断だけでなく、既存の周辺施設との累積的・複合的な影響を評価する方針を、計画に位置づけてください。</p> <p>2) 集中化を避ける立地条件(立地基準)の導入 他自治体では、施設の集中を避けるために、既存施設から一定距離(例: おおむね1km)を確保するなどの立地条件を設けている例があります(群馬、千葉、栃木)。瀬戸市でも、既存施設への近接による集中を避けるため、距離要件や地域の受入上限(環境容量)などを含めた立地条件を検討し、計画の施策として位置づけてください。</p> <p>3) 「抑制」の実効性を持たせる目標設定 令和7年12月市議会において「本市には、これ以上産業廃棄物最終処分場施設は必要ない」との決議がされています。これを計画として支えるため、次の方針を目標(数値または管理指標)として設定し、進捗を点検・公表できる形にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の最終処分場を抑制する ・既存施設の増設・拡張を抑える <p>また、馬ヶ城周辺を市の保護保全区域(特定地区)として設定することも求めます。</p>	<p>今回の第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略の策定につきましては、環境計画の中間年度にあたって①生物多様性保全のための取組の充実②気候変動の影響への対応③関連計画の策定・改定に伴う更新④評価指標の更新を改定の視点として、作業を進めております。いただいたご意見は、産業廃棄物に関する施策の提案として、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>	C
3	P68	<p>達成目標の数値について 68P再生可能エネルギーの導入量 目標値が現状値を下回っているが最低でも現状値8K万KWを上回る設定にするべきではないか。「地域エネルギー需給データベース」という日本全国全自治体について太陽光発電等再生エネルギー発生可能量を検証しているホームページでは瀬戸市の建築物利用の太陽光発電可能量は現在の数百倍の理論的可能性が示されています。これらを参考しながら公共施設への太陽光発電設置を進める計画にしてほしい。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入量に関する目標値は、関連計画である瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和6年3月)で示されている目標を引用し、同じ目標値とすることで、両計画を連動して進捗管理できるようにしました。公共施設への再生可能エネルギー導入については、本計画案のとおり検討してまいります。</p>	B
4	P70	<p>70Pせと環境塾の目標値 達成目標が共感・実践する人の割合のみになっていますが、人数と割合の量と内実の両方からの目標値を設定した方がよりわかりやすくなるのではないかと。</p>	<p>環境指標である「せと環境塾の講座満足度」につきましては、指標の設定方法として、参加者人数という「アウトプット指標(活動指標)」ではなく、「アウトカム指標(成果指標)」としてどの値を設定するか検討した結果、参加者アンケートによる満足度という指標に設定しました。</p>	B

5	P29～34	<p>市民・事業者アンケートについて 市民・事業者の意識意向をふまえた計画の見直し、策定の為には出来る限り直近のアンケート調査が重要になります。 今回の「環境基本計画の見直し」について使用されている市民・事業者アンケートは見直し前の基本計画時に実施された2020年度のもがそのまま掲載されています。これでは現在の瀬戸市民・事業者の環境についての意識・意向は把握できていないのではないのでしょうか。何故、今回の見直しに向けた基礎的な調査資料としてアンケートは実施されていないのですか。早急の実施し、市民・事業者の意向を反映した見直し計画を作成することが、より実践的、効果的、推進しやすいものになるのではないのでしょうか。実現可能で環境基本計画について多くの市民から認知される計画となるよう望むものです。</p>	<p>今回は、既存計画の改定であるため、当初のアンケート結果を採用しております。次期計画を策定する際は、今回いただきましたご意見を参考とさせていただきます。</p>	C
6	P21	<p>第1章21P道路騒音、振動について 市内5地点について定期的に測定し「測定結果は、全地点ほぼ横ばいで推移しています」とされていますが国道248号(西古瀬戸町)は騒音について2015年から2024年まで昼間夜間とも環境基準を上回ったままではないのでしょうか。このことについて、大気環境や河川水質の項目のように西古瀬戸町については、環境基準が達成されていないと明記すべきです。 「環境基準の達成状況」の項目に記載されていますのであいまいな書き方はやめるべきではないのでしょうか。(巻末資料では「環境基準未達成地点がある」としています。) 10年以上も環境基準未達成のままであった原因と今後の対応、対策を明らかにして健全な環境の保全に努めるようにしてほしい。 市民にとって効果的な環境基本計画となることを望むものです。</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、「交通規制などを公安委員会へ要請することとなる水準(要請限度)は達成しているが、維持されることが望ましいとされる水準(環境基準)は一部未達成の地点があること」を追記します。</p>	A
7	P17、24	<p>産業廃棄物最終処分場について 産廃処分場について市内に新規事業計画が出されている。この環境基本計画(見直し案)にも「すでに県内の65%の産廃処分場が設置されている」となっておりこれ以上の産廃処分場は認められないとして瀬戸市議会、瀬戸市自治連合会で反対決議が表明されている。瀬戸市民、瀬戸市にとって環境保全、生活環境保全に関する大きな問題となっている。 大規模太陽光発電施設についてのみ取り上げるのではなく計画見直し期間中に生じた重大な問題として問題と共に取り上げておくべきです。17P自然環境などとの調和と配慮した開発、24P産業廃棄物に各々記載するべきです。 その上で第2章計画理念と基本方針、第3章施策の展開で産業廃棄物処分場問題について処分場設置抑制について取り組むよう取り上げるようにしてもらいたい。すでに千葉県柏市、群馬県高崎市、栃木県宇都宮市などでは既存産廃施設から1Km以上の距離がなければ新規産廃処分場を認めない立地基準を規則等で制定し環境の保全を図っている。 瀬戸市環境基本計画において、環境への負荷を特定の地区に集中させることで生物多様性に重大な影響を及ぼし、環境保全上問題を生じさせない為にも他市の例を参考に距離項目等を取り入れた産廃処分場抑制条例制定等に取り組むよう明記していくべきではないのでしょうか。</p>	<p>今回の第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略の策定につきましては、環境計画の中間年度にあたって①生物多様性保全のための取組の充実②気候変動の影響への対応③関連計画の策定・改定に伴う更新④評価指標の更新を改定の視点として、作業を進めております。いただいたご意見は、産業廃棄物に関する施策の提案として、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>	C
8	P55	<p>第3次瀬戸市環境基本計画案p.55「2.2.3産業廃棄物、不法投棄対策の推進」では、昨年、瀬戸市議会が12月定例会にて全会一致で決議した「産業廃棄物最終処分場(管理型)・建設反対の決議」において、「本市には、これ以上産業廃棄物最終処分場施設は必要ない」と表明したことを受けて、これ以上、市内に産廃処分場施設が立地しないような立地規制に取り組む必要を掲げる必要がある。</p>	<p>今回の第3次瀬戸市環境基本計画の改定及び瀬戸市生物多様性地域戦略の策定につきましては、環境計画の中間年度にあたって①生物多様性保全のための取組の充実②気候変動の影響への対応③関連計画の策定・改定に伴う更新④評価指標の更新を改定の視点として、作業を進めております。いただいたご意見は、産業廃棄物に関する施策の提案として、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>	C